

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員14名＋推進委員14名）

### 農業委員（14名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、  
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部 博、  
12番 遠藤讓一、13番 阿部 進

### 推進委員（14名）

1番 松田隆春、2番 渡邊博信、3番 古野 弘、4番 松尾保幸、  
5番 小野博文、6番 北崎哲之、7番 荒木重幸、9番 奥水英治、  
10番 神谷正幸、11番 荒牧浩文、12番 小田喜信、13番 舟越俊茂、  
14番 藤島勲、15番 安永清隆

- 4 欠席委員（推進委員）8番 荒牧茂嗣

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第39号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3 報告事項

- (1) 報告第27号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第28号 非農地証明願の届出について

- 6 その他

## 7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次  
係長 松井 秀臣  
主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議長 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。3番 武田委員、4番 吉崎委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係長 1 ページ議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委員 問題ありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 なし

議長 長 それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きますて、事件番号2番につきますて、事務局より説明をお願いします。  
す。

係 長 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。  
します。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決  
を行います。

議 長 事件番号2番につきますて、許可することに賛成の方は挙手願います。  
全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたしま  
す。

会 長 【事件番号3 説明】

議 長 それでは、事件番号3番につきますて、説明をお願いします。

係 長 【説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願い  
します。

委 員 申請者が2月に取得された農地の隣であり、耕作させてほしい旨を伝え  
に行かれたところ、購入してほしいと逆に頼まれたもので問題ありませ  
ん。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入

ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号 3 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 3 番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 補足はありません。

議 長 事件番号 1 番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 申請地の周りは、田に挟まれるような状態になる。2 階建て住宅は日当での問題や家庭ゴミの散乱など注意してもらうよう、事務局お願いします。

係 長 隣接地の田につきましては、転用計画への同意をとってあります。重ねて、業者の方には許可の際にお願いするよういたします。

議 長 他にありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに

賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第38号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 17ページ議案第38号 農用地利用集積計画の決定につきまして、18ページをご覧ください。

#### 【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に、議案第39号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてでございます。事務局説明をお願いします

係 長 26ページ議案第39号 農地等の利用の最適化に関する指針につきまして、27ページ以降をご覧ください。

この指針につきましては、農業委員会改選期の3年毎に検討・見直しを行っているものです。前回は、令和3年11月10日に全農業委員の皆様により承認された内容が基本となっております。今回、令和5年4月1日施行、改正農業委員会法により、農業委員会の指針作成について、「努力義務」から「必須項目」へと変わりました。また同改正法のなかで、市町村の「人・農地プラン」に代わる、「地域計画」が定められているときは、その目標を達成するために、とるべき具体的な措置について、農業委員会が果たす「役割に関する事項」と、「達成状況の評価の方法」を記載すること、とうたわれています。よって、今回、上記の改正を受けて、福岡県農業会議より、一部改正の指導がありましたので、指針の改正を行っております。内容につきましては、目標数値等の見直

しは今回行っておらず、前述の法改正に伴う必要事項の訂正（朱書き）のみを行いました。

この指針につきましては、通常、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとされており、次の予定では、次回、令和6年の改選後（令和6年8月以降）を予定いたしております。以上、概要の説明でございます。

これらの内容で、これから任期の残期間ではありますが、令和6年7月末までの間、宮若市農業委員会の指針としまして、承認をいただきたく、よろしくご検討の程、お願いいたします。

議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手してください

議 長 　ありませんか。この指針というのは、私たち農業委員会委員の任期中の方針を定めたものです。特に赤字で書かれた部分が重点目標になると思います。

委 員 　30ページに地域計画…とありますが、宮若市は現在どのようになっていますか。できているんですか。

係 員 　この後の学習会で説明しますが、文言として、地域計画というのは人・農地プランが生まれ変わった計画です。本市の場合、人・農地プランは市内の一部地域で作成しておりますが、地域計画は、これから作成していく段階でございます。

委 員 　なかなか難しい内容で、内容としては問題ないと思いますが、農業委員としてすぐに目標と役割とを把握するのは大変。このあとの学習会でしっかり内容を学んではどうか。

係 長 　ご意見はその通りです。難しい言葉や内容になると思われれます。このような指針であるということだけ了承いただき、わからないことがあれば、その都度お尋ねいただければと思います。

委 員 　10年後を目指しているということだが、事務局が決めるのか。どこが決めるのか。誰がするのか。

係 長 　市全体でこのような計画を立てるようになっていきます。

- 局長 市全体で作成するという全体の目標はありますが、地域、地域で将来像を描くイメージ。この方がリタイヤするからこの農地の耕作者が必要だ、この方が担い手として作ってもらえるというように、地域で話し合っていていただくこととなります。
- 委員 地域差があるのはわかる。大枠の柱となるものは、どうゆう風に誰が組み立てていくのか知りたい。会議をして大きな柱を作っていく中で、これをすり合わせていくようにしないと、地域の格差があるからということだけでは、どれを取っていいかわからなく、まとまりがつかなくなる。
- 局長 ご意見はもっともです。そのためにも、本日、この後研修会を計画しておりますので、そこで、情報をインプットしてもらい、それ以降に、たてていくようなスケジュールを組ませていただきます。
- 議長 農業委員会で取り組むものか、市の農政課で取り組むものか。農業委員会そのものには、色々な仕事があり、また増えてもいます。
- 議長 それでは、その他、質問・意見等ございませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。
- 議長 次に日程第3、報告事項でございます。  
報告第27号、農地法第18条第6項の合意解約、  
報告第28号、非農地証明願の届出について、  
事務局より説明をお願いします。
- 係長 32ページ、報告第27号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、33ページをご覧ください。

#### 【説明】

引き続き、34ページ報告第28号 非農地証明願届出につきまして、35ページをご覧ください。「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、

報告いたします。

**【説明】**

議 長 　ただ今の事務局からの報告、第27号から第28号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 　よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。